

計画の推進に当たって

- 1 施策を実施する上での考え方
- 2 さいたま市文化芸術都市創造基金の拡充
- 3 計画の進行管理

第4章 計画の推進に当たって

1 施策を実施する上での考え方

さいたま市文化芸術都市創造条例に基づいて設置された「さいたま市文化芸術都市創造審議会」等の有識者の意見を参考にしながら、文化芸術都市の創造に関する総合的・戦略的な施策の企画・立案を行い、市民等の主体的な文化芸術活動への支援や様々な推進主体との連携を図りながら、将来像の実現に向けた取組を進めます。

「施策の実施」にあたっては、施策等の企画立案→実施→財政支出→施策等の検証といったプロセスにより、進行管理を行い、着実な推進を図ります。

「事業の実施」に当たっては、本市、文化振興事業団、文化施設等における指定管理者等が連携し、それぞれの特色を活かした役割分担により、施策をより効果的かつ効率的に行うことのできる推進体制の構築を図ります。

(1) 公益財団法人さいたま市文化振興事業団の役割と連携の強化

文化振興事業団は、これまでも市民等の文化芸術の主要な活動場所である文化施設等において、施設の効果的な運営と効率的な管理を行うとともに、文化芸術に関する人材の育成、多様な鑑賞事業や参加型事業等を実施してきており、本市の文化行政の推進において、大きな役割を担っています。

今後も、文化振興事業団を文化芸術都市創造に向けた計画の主要な推進主体として位置付け、連携を強化するとともに、これまでに蓄積されてきた文化芸術に関する人材や情報等を最大限に活用し、将来的には本市の文化芸術に関する総合窓口としての機能を構築します。

このことから、市民等の文化芸術活動の中心的な役割を担う「文化芸術創造拠点」として位置付けた各施設については、文化振興事業団が、ひとつの施設の運営に留まらない広い視野を持って、専門的人材の採用や継続的な人材育成を行いながら、各施設の特性に合わせた質の高い運営に長期的に取り組む必要があります。

(2) 推進体制の強化

文化芸術都市創造に向けて、様々な文化芸術活動を観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の多様な分野とつなげることや、文化芸術団体・芸術家等の創造活動及び自立を支援すること等といった、いわゆる「中間支援機能」、さらに、文化芸術施策に関する調査研究機能の充実を図っていく必要があります。

このような課題の解決に向けて、推進体制の更なる強化を図るため、文化振興事業団の機能を強化するほか、アーツカウンシル¹⁴のような専門組織の導入を目指します。

(3) 東京 2020 大会までに構築された文化芸術のレガシーの活用

東京 2020 参画プログラムのレガシーコンセプトを踏まえ、本市における取組の方向性やその具体化を目指した「さいたま市「東京 2020 文化オリンピック」アクション&レガシープラン」を策定しました。そこで設定されたレガシーコンセプトを発展させ、本市におけるレガシー活用方針を以下のように設定し、文化芸術都市創造に向けた取組を推進する上での方針として位置付けます。

【本市におけるレガシー活用方針】

- ポリシー① ⇒ 市民により受け継がれ発展を遂げた文化の革新
- ポリシー② ⇒ 文化芸術都市創造を担う市民の活躍の場の創出
- ポリシー③ ⇒ 国際的な文化芸術事業の継続等により構築された国際交流の進展及びさいたま文化の発展
- ポリシー④ ⇒ 文化芸術により活性化したまちの持続的発展

2 さいたま市文化芸術都市創造基金の拡充

市民等と行政が一体となって文化芸術都市の創造に向けた取組を安定的かつ継続的に進めるため、市民や企業からの寄附金等と市の積立金の受け皿となる「さいたま市文化芸術都市創造基金」を設置し、文化芸術事業の実施や文化財産等の取得に活用しています。基金のさらなる財源確保に向け、市民や企業との連携促進や市の寄附制度に関するPR強化等に取り組みます。

¹⁴ アーツカウンシル（再掲）：芸術文化に対する助成を基軸に、政府や自治体から一定の距離を保ちながら、文化政策の執行を担う専門機関。日本語では芸術評議会等と訳され、欧米諸国やシンガポール、韓国等、世界各国で設置されている。

3 計画の進行管理

計画の着実な推進とその実効性を高めるため、施策や施策の進め方等について、多角的な検証を行います。

また、本計画において各施策の実施状況及び目的達成状況を包括的な視点で測るため、上位計画であるさいたま市総合振興計画との整合性を図り、同計画第3部「各分野の政策と施策」の第8章「文化」における指標を本計画全体の成果指標とします。

「第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題」の「2 本市における文化芸術の現状と課題」(1) 計画全体の成果指標において記載したとおり、日常生活の中で市民が気軽に文化芸術活動を行うことができるだけでなく、様々な文化芸術に触れられる環境の整備や場の提供を行政の重要な役割と捉え、その役割をどの程度果たすことができているかという観点から、指標内容を検討し、以下のとおり3つの成果指標を設定しました。

さらに、成果指標の下に、重点的に取り組む事業に目標指標を設定し、計画の最終的な検証の参考とします。

【本計画全体の成果指標】

○文化芸術に親しめるまちであると感じる市民の割合

(「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合)

令和2年度 61.9% ⇒ **令和12年度目標 67%**

○文化芸術活動（鑑賞を含む）を行う市民の割合

(過去1年間に1回以上の文化芸術活動（鑑賞を含む）を行った市民の割合)

令和2年度 65.4% ⇒ **令和12年度目標 75%**

○歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合

令和2年度 80.0% ⇒ **令和12年度目標 85%**

【事業の目標指標（例）】

- ・イベント : 来場者数
- ・施設 : 利用率
- ・コンテスト : 応募者数
- ・ボランティア : 登録者数
- ・イベント参加者や施設利用者等の満足度